

## 令和4年鉾田市農業委員会12月定例総会議事録

日 時	令和4年12月23日（金）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出 欠 状 況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>欠</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>欠</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>欠</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	欠	16番	山口 正重	欠	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	欠	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	欠	16番	山口 正重	欠																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																										
6番	海東 一	欠	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																										
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長																																																																														
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	20番 小沼 藤雄      21番 菅谷 幸子																																																																														
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議 題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第4号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第5号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）につ</p>																																																																														

	<p style="text-align: center;">いて</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p style="text-align: center;">そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事務局 定刻となりましたので、令和4年銚田市農業委員会12月定例総会を開会いたします。  開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>会 長 どうも、皆さん、こんにちは。コロナのほうも大分人数が、今日の新聞では12名って、鹿嶋、神栖いつも出るのですけれども、大体同じぐらいの頻度で人数が出ていますけれども、亡くなっている方が若干少なくなっている、これもコロナの注射のせいかなと感じております。</p> <p>それから、先般事務局のほうから話がありましたように、この前懇親会に出席いただきまして、ありがとうございました。いろいろ皆さんの思いも、市長も出席してくれたので、いろいろな形でお話はできたかなと思っております。</p> <p>それと、せんだって水戸のザ・ヒロサワ・シティのほうでやはり研修会があったので、そちらのほうも参加して下さったけれども、ありがとうございました。銚田市もやっぱりああいう形で出席して、いろいろな市町村、茨城県全部の市町村来ていただきましたけれども、休憩時間入った途端に、真ん中辺がほとんど空席になってしまって、帰ってしまった方がほとんどいらっしゃったので、それと講師を招いて講師の話をしながら、いろいろ質問する方、またその質問に対しての講師の方が答えてくれたのに、やはり帰る話をざわざわ、ざわざわするので、お話をしている、とてもではないが質問している人も答える人もこれでは非常にそういうことでは駄目ではないかなと思ひまして、私も少しは我慢していたのだけれども、最後には我慢できなくなってしまって、マイクを取って、事務局のほう、農業会議所のほうからマイクを取って、もうマイクは終わりですから、終わりでもいいから持ってこいと言って持ってこさせて、ざわざわしていたり立っている人を、こういう状態で皆さんいいのですかと、やはりこうやって研修の場を設けてくれて、講</p>
--	---

師の方がお話しする、また質問者が質問しているにもかかわらず、ざわざわ、ざわざわしていて、その地区の代表としてこのこういう場所を、研修をやっているのに、こういうことでは講師の方に非常に失礼に当たるのではないかということで、私も声を少し、マイクを取って言ったような、そういう状況で、やっぱり農業委員会というのは給料もらってただ出席していればいいというそういう形かなと思ってしまいます。特に、龍ヶ崎なんかは真ん中辺の一番いい席で、ほとんど、一人もいなくなってしまうと、そこら辺は空席でございました。

やはり農業会議所の主催でやったのですけれども、農業会議所のトップがやはり葉梨衛という県会議員でございますけれども、私はその研修会が始まる前に、その先生当選おめでとうございまして、かけあって、一言挨拶をした形なのですが、やはりそういう方が最後までいないで、それでああいう状態でやっているということは、会長も分かっているのかどうかと思って、少し疑問に思ったのですが、後で機会があったら、そういうことも少し述べたいと思います。やはりお金をかけてああいう講師を招いていろいろお話を聞くのだから、やっぱり話すほうも話す、聞くほうもある程度聞き上手になって聞かないと、話す人に対して失礼ではないかなと思っております。私が感じたことでございます。

それと、関係ないですが、私のほうから、先ほど近所の、近所ではない、ちょっと1個ぐらい下の人から相談を持ちかけられた案件がありましたので、皆様にちょっとここでお話をさせていただきます。というのは、親が友達に土地を貸しておいたらしいのですが、親が亡くなってから30年もたって、まだ借りている方が畑を作っているのだそうです。今、息子さんは俺よりか1個下なのだけれども、その息子さんがどこの人が作っているのかわからないということなのだ。そういう場合どうしたらいいかということで相談を受けたのですけれども、やはりそういうときには、30年も前、親が生きていて、貸し借りを口約束でやったのだから、これは耕作しているときに行って、親が亡くなってから何年もたっているものだけれども、実は私はその息子であって、これどこの人が作っているのかわからないから、どこの人ですかということを知って、それでやはり親が貸してはいたのだけれども、私もまだその土地を返してもらって農業をやるということはできないから、このまま使っている結構でございますけれども、せめて税金代とか標準の相場で使っていてくれればいいのかというそういう話を直接したほうがいいのではないかなということをおアドバイスとして言ったのですけれども、やはりそういう方が恐らくこの鉾田にも結構いると思います。だから、そういった場合にも、やっぱりそういう問題が生じないようにするには、農業委員会を通すなり、中間管理機構

	<p>を通すなりとやれば、そういうことが円満に解決できるのではないかなと感じたことなので、挨拶の中で一言お話をさせていただきました。</p> <p>皆さんにまだ、今日も総会ありますので、ひとついろいろな慎重審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>挨拶は以上でございます。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会12月定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、20番 小沼藤雄 委員、21番 菅谷幸子 委員の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。</p>
議長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。</p> <p>4番、菅谷美尚委員、6番、海東一委員、16番、山口正重委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>

議 長	<p>これより議事に入りたいと思います。</p> <p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について)</p>
議 長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番から番号18番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>番号1番から番号18番まで, ご説明いたします。申請件数につきましては18件, 地目, 畑28筆, 田5筆, 計33筆。面積は8万6,897平方メートルでございます。契約内容につきましては, 売買17件, 普通贈与1件となっております。いずれの案件につきましても, 農地法第3条第2項の各号には該当しないため, 許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては, 農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>
新堀隆委員	<p>番号1番の新堀です。譲渡人, ■■■■さんと譲受人, ■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび, ■■■■さんの経営規模拡大ということで, 売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは, 経営面積も2.69ヘクタールあり, 経営を拡大するために申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から, 譲受人は農作業に常時年間250日以上従事しており, 取得後も耕作の事業を行うと認められ, 下限面積要件, 地域との調和要件にもかなっておりまして, つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号2番について地元委員の説明を求めます。</p>

宇佐見達夫委員	<p>3番, 宇佐見です。申請番号2番について説明します。譲受人は、  ■■■■■さん, 譲渡人は, ■■■■さんとなります。  ■■■■■さんは高齢で現在所有している農地の管理ができないということ  で, 銚田市飯名にあります不動産屋さんの■■■■■さんに相談  したところ, 行方市でシャインマスカット, サツマイモを作ってい  る■■■■■さんを紹介され, 今回の売買に至ったということ  でした。</p> <p>譲受人が市外ということで, 去る12月19日に事務局と一緒に  確認したところ, 農機具一式そろっており, 問題ないと確認しまし  た。■■■■■としては今後も農地拡大し, シャインマスカット,  サツマイモの増産を行っていく予定とのことでした。問題ない案件  かと思しますので, よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号3番, 番号4番について地元委員の説明を求め  ます。</p>
森作秀裕委員	<p>10番, 森作です。譲受人, ■■■■, ■■■■, ■■■■さん  と譲渡人, ■■■■さんの売買契約が結ばれたということで, 去る1  4日, ■■■■の会社を視察に行きまして, トラクター, 倉庫,  その他車ですか, 整備されておりまして, 作物的にはサツマイモ,  コマツナを既に作っておられるということで, 問題はない案件か  と思しますので, よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>続きまして, 4番のほうを説明いたします。譲受人, ■■■■さんと  譲渡人, ■■■■さん, 親戚関係にありまして, 売買契約が結ばれた  ということです。■■■■■さんは, 新規就農ということで, 水田を既に5  反歩以上作られており, 今度の水田の場所なのですが, 新駅から南  小の向かい右側の山の近くに水田がありまして, そこでの契約とな  っております。農業の常時日数は180日となっておりますので,  要件等は満たしておると思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
草野克信委員	<p>7番, 草野です。5番について説明いたします。譲受人, ■■■■  ■■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは大和田区内の知人の間柄です。この  たび, ■■■■さんの所有する水田と隣接して長年借地として耕作  していた■■■■■さんの水田を買ってほしいと要請され, 経営規模拡大  ということで売買が円満にまとまったそうです。■■■■■さんは, 大型  機械を多数所有して水稻を約3ヘクタール栽培する専業農家で地  区の担い手として頑張っております。申請地取得後も継続して水稻  を作付するとのことでした。</p> <p>以上のような理由から, 下限面積要件など支障はないかと考えら</p>

<p>議長 永井俊齋委員</p>	<p>れ、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>12番、永井です。申請番号6番についてご説明申し上げます。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは友人の関係であります。このたび、■■■■さんの経営規模拡大のため、売買契約が成立したということでございます。■■■■さんは、稲作を中心とした農業を行い、自作地に隣接する農地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のことから、譲受人は農業に従事し、取得後も耕作を行い、支障はないと認められますので、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件に問題はないと思われま。よろしくご審議のほどをお願いします。</p>
<p>議長 齊藤新一委員</p>	<p>続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>13番、齊藤です。番号7番について説明します。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親戚関係です。このたび、■■■■の経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、メロン、ミニトマトなどを栽培している農家で、経営面積も1.27ヘクタールあり、若手後継者として熱心に取り組んでおります。また、農業推進委員として地元にも貢献しております。</p> <p>以上のような理由から、問題ない案件だと思われまので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長 宇佐見達夫委員</p>	<p>続きまして、番号8番、番号9番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。8番について説明いたします。これは、■■■■の案件ですが、お休みなので、代わりに説明いたします。譲渡人■■■■さんが知人から現在借りている土地を■■■■を通しての売買となります。■■■■さんは、ニラを専門に大規模で生産する農家で、ただいま実習生6人と後継者も意欲的に取り組んでいるということでした。問題ない案件かと思われまので、よろしくご審議をお願いします。</p> <p>続きまして、9番について説明します。こちら山口委員の案件となります。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは現在自宅に隣接する畑を■■■■さんが借りていまして、■■■■さんが前々か</p>

	<p>ら売りたいということだったので、今回売買が円満にまとまったということです。■■■さんは、ハウレンソウを中心に実習生4人ほど使い、葉物野菜を作付しております。こちらも問題ない案件かと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号10番、番号11番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>19番、大貫です。10番についてご説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは親子の関係でございます。■■■さん宅へ調査に行った折、住宅は自動車学校の近くの新興住宅地にあり、農機具などはなかったもので、農業をやっているのですかと尋ねたら、農機具は実家がある塔ヶ崎にあり、娘と年間150日以上サツマイモなどを栽培しているとのことでした。私も年を重ねてきたので、農地を娘に譲渡したいとのことでした。何ら問題ない案件と思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>続きまして、番号11番の説明をしたいと思っております。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんとは同じ集落の友人であります。このたび、■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということです。■■■さんは、■■■という会社を起こして、今は■■■と名を変え、息子が代表しておりますが、■■■さんと■■■さんのおじいさんの時代から、■■■さんに畑を作ってくれとの話があり、今は■■■さんが自分の畑と地続きでハウスを建て、メロン等を作っているとのことでした。■■■さんは後継者も一生懸命農業をされており、何ら問題ない案件と思われまますので、ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>23番、箕輪です。12番について説明いたします。譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは知人の間柄です。譲渡人の■■■さんの土地を耕作していた譲受人が買ってくれないかということで、■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということであり、譲受人は、葉物を中心とした作付をしている農家であり、増産のために申請地を取得したいということであり、譲受人は、農業作業に250日以上従事しており、権利移動に係る許可要件についても問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、番号13番、番号14番について地元委員の説明を求めます。</p>



<p>菅谷幸子委員</p>	<p>21番, 菅谷です。この案件は, 4番, 菅谷委員の案件でありませんが, 代わりにご説明いたします。譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは知人の間柄でして, このほど, お互いの話し合いにより売買契約が円満に成立したとのことです。■■■さんは, カンショとニンジン, 米を栽培する農家として, 3町歩弱を作付しており, 今回譲り受ける農地もカンショを作付し, 農業経営規模拡大を図っていくとのことです。市外の農家ではありますが, 今年の1月に現地行っており, 農機具や倉庫等の状況は間違いないことを確認しております。農地下限面積, 従事日数等も農地法第3条第2項の許可要件を満たしているものと考えられますので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて, 14番の案件についてご説明いたします。譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは知人の間柄でして, このほど, ■■■さんが農業をやめるということで, 農地を求めていた■■■さんとの話し合いにより売買契約が円満に成立したとのことです。■■■さんは, 酪農を営んでおり, 米と食料用のトウモロコシを作付しております。今回譲り受ける農地を食料用のトウモロコシを作付し, 農業経営規模の拡大を図っていくとのことです。農地下限面積, 従事日数等も農地法第3条第2項の許可要件を満たしているものと考えられますので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号15番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>続いて, 15番は私の地区の説明です。譲渡人, ■■■さんと譲受人, ■■■さんとはご近所で, ■■■さんが相続した土地を■■■さんに所有してもらうということで売買が円満にまとまったということでもあります。何の問題もない案件と思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号16番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>17番, 関根です。今回の申請内容は, 譲受人, ■■■さんが■■■からの農地の売買事業を活用し, ■■■から農地を購入するというものです。■■■さんは, カンショ栽培を大規模に行っており, 今回も農業経営規模拡大を目的として, 鹿田小割地内の農地3筆, 1町4反5畝弱を取得するというものです。農地の下限面積, 従事日数等, 農地法第3条2項の許可要件を満たしているものと考えられますので, ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長 小沼藤雄委員</p>	<p>続きまして、番号17番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番の小沼です。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんとはいとこの間柄でございます。このほど、■■■■さんの経営規模拡大、経営安定化ということで売買が円満にまとまったということでございます。譲渡人の■■■■さんは85歳と高齢で、これまで■■■■さんが実習生などを連れて農作業を手伝っていたということでございます。■■■■さんはハウスでミズナなどを中心とした農家であり、経営面積も6,858平方メートルあり、葉物などを増産するため、申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時250日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、許可要件について問題ないと思われしますので、よろしくご審議のほどをお願いします。以上です。</p>
<p>議 長 梶間幸一委員</p>	<p>続きまして、番号18番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、梶間です。18番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと■■■■さんは知人の間柄でございます。内縁の夫の親戚だそうです。このたび、■■■■さんの新規就農ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、取得後、パクチャーを作る予定です。農機具の保有状況は、トラクター1台、軽トラック2台既に用意してあります。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番から番号18番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番から番号18番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番から番号18番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

		<p>(議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)</p>	
議	長	<p>続きまして、議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p>	
議	長	<p>事務局の説明を求めます。</p>	
事	務	局	<p>令和4年12月7日付銚農振第723号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められています。土地につきましては、議案書5ページ、6ページのとおりとなっております。申請件数36件、筆数61筆、面積5万6,428.97平方メートル、申請理由につきましては、農用地区域への編入、一般住宅、その他議案書のとおりとなっております。意見書(案)につきましては記載のとおりでございます。令和4年12月23日。銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。</p>
議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>	
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>	
議	長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p>	

	<p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、権利、賃貸借。申請地、  地目、田、面積542平方メートル。同じく、  地目、田、面積553平方メートル、計2筆、1,095平方メートル。賃借人、  。賃貸人、  。転用施設、資材置場、1,095平方メートル。事由、土地改良区内の農道に張り出した木を伐採し、伐採した木材を処分するまで一時的に保管したい。また、農道を維持管理するための砕石置場として利用したい。今回の申請は一時転用期間の更新であります。期限を過ぎておりましたので併せて是正したい。許可の日から3年間の一時転用となっております。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。  以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。  なお、菅谷美尚委員が欠席のために、地元委員の説明を続けてお願いいたします。</p>
永井司委員	<p>5番、永井です。地図1ページの左側になります。去る12月15日に2番、坪沼委員、3番、宇佐見委員、5番、私と事務局で現地調査を行いました。申請地は、地図1ページの左側になりまして、地区は中居ということですが、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として判断しました。よろしく願いいたします。  なお、地元委員も兼ねておりますので、場所の説明をいたします。鹿行大橋から鹿嶋方面へ向かいまして、5キロほど行ったところで左折して中居のほうの地区へ上がる道路でございまして、この土地は雑種地になっておりますが、登記上は田となっております。もう</p>

<p>議 長</p>	<p>何十年も前から道路脇でありまして、作物は作られておりませんので、今回の申請は何ら問題ないと思われまますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p> <p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号2番、権利、贈与。申請地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、地目、畑、面積511平方メートル。譲受人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。譲渡人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。転用施設、自己住宅、105.99平方メートル。事由、現在、親と同居しておりますが、手狭なため自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>坪沼美知子委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>2番、坪沼です。番号2番についてご報告いたします。去る12月15日に現地調査を行いました、申請地につきましては、地図1ページ右側となります。詳細につきましては、地元委員の説明をお聞きください。周囲は、集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断いたしました。しかしながら、集落に接続して設置される自己住宅として例外的にできるものであり、農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>

議 長	地元委員の説明を求めます。
永井俊齋委員	<p>12番, 永井です。現況調査員の皆さん, 大変ご苦労さまでした。現状は地図1ページの右側です。借宿地内, 県道8号線から市道6-12号線に進み北へ, 旧青柳小学校跡地から約1.6キロ進んだ右側です。譲渡人, ■■■さんと譲受人, ■■■さん, ■■■さん夫妻は祖父と孫娘夫妻の関係です。このたび, ■■■夫妻が祖父母, 両親と同居していましたが, 手狭なため自己住宅を建築したいということで, 贈与計画が円満にまとまったということでございます。問題のない案件と思われまますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号3番, 権利, 賃貸借。申請地, ■■■■■。地目, 畑, 面積3,467平方メートル。賃借人, ■■■■■, ■■■■■。賃貸人, ■■■■■, ■■■■■。転用施設, 駐車場, 3,467平方メートル。事由, 当法人では, ■■■■■の管理運営を行っていますが, イベント開催時は店舗前の既存駐車スペースだけでは手狭なため, 申請地を借り受けて駐車場を整備したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。 なお, 続けて地元委員の説明もお願いいたします。</p>

<p>永井司委員</p>	<p>5番, 永井です。場所は, 地図2ページの左側になります。12月15日に坪沼委員, 宇佐見委員, 5番, 私と事務局で現地調査を行いました。場所は, 地図2ページの左側になります。詳細につきましては, この後, 地元委員も兼ねておりますので, 説明いたしたいと思います。農地許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。</p> <p>場所は, これ見て分かるように, 国道が通っておりまして, 上幡木地区, 鹿嶋まで300メートルぐらいありますが, その[ ]がありまして, [ ]の用地が手狭なために, 今回この土地を借りまして駐車場を整備したいということで, 申請でございますので, よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは, 番号3番について質疑に入りたいと思います。質疑を許します。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>
	<p>これより採決をいたします。</p>
	<p>番号3番を申請どおり許可相当と認めることに, ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可相当と認め, 茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し, 許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号4番, 権利, 売買。申請地, [ ]。地目, 畑, 面積500平方メートル。譲受人, [ ], [ ], [ ]。譲渡人, [ ], [ ]。転用施設, 自己住宅, 131平方メートル。事由, 現在, アパートに住んでおりますが, 手狭なため妻の実家が近くにある申請地に住宅を建築したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。存じます。</p>

<p>議 長</p> <p>宇佐見達夫委員</p>	<p>以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>3番, 宇佐見です。4番について報告いたします。 場所については, 地図2ページの右側になります。詳細につきましては, 地元委員さんお願いいたします。申請地は, 集団的に存在する農地の地域にあり, 農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>大貫修一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>19番, 大貫です。4番についてご説明いたします。現況調査員の方々, 現地調査ご苦労さまでございました。地図は2ページの右側になりまして, 国道51号, セブンイレブン柏熊店がこの門口がそうなのですけれども, そのこのところを細い道を海のほうに向かっていて, 1軒目, 2軒目, その3軒目の隣の場所が今ハウスが建っているところなのですけれども, その隣になります。この土地は, 私が農業委員会から選ばれて農業振興地域整備促進協議会で10月に現地確認をし, 県の許可も得てありました。この土地は第1種農地であります, 周りに6軒以上住宅がある連檐の土地であります。</p> <p>現在は, ハウスが建っており, ミズナが作ってありますが, 私の近所で以前農業委員をされていた■■■■さんのうちへ行って, 私は■■■さんとは, この譲渡人の■■■さんと親戚であり, 懇意にしているのを聞きましたから, 「■■■さんってどこの何軒目のうちだっけ」と聞きに行きましたら, そのうちは, うちを建てるというところは, 私のうちの娘が建てるのだということの説明を受けまして, ハウスを解体までしてうちを建てる, 農地を売買する理由が分かりました。そのハウスを作っているのは, ■■■さんの娘夫婦であるということで, 親戚関係で相談して, 孫娘のうちを建てるということになっていると思いました。</p> <p>■■■さん夫婦は子供もでき, セブンイレブンも近くていいよということでしたので, よろしくご審議ください。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは, 番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>



<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第4号 現況証明書の交付について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号1番、届出地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、台帳地目、畑、面積86平方メートル。現況、農作業所。申請人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。許可年月日、令和4年7月25日、確認年月日、令和4年12月15日。転用事実証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>宇佐見達夫委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。申請番号1番について報告いたします。去る12月15日に、2番、坪沼委員、5番、永井委員と私と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図3ページの左側になります。現地確認したところ、現在、作業場を増築して、イチゴの直売所として使用中でした。3人の総合意見として、現況証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>関根薫委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>17番、関根です。場所は、地図3ページ左手になります。地図</p>

		<p>を見ていただいて、国道51号線より勝下新田の交差点から西へ1キロ進んだところ、市道の左側に、申請地は農作業所として7月の総会で許可を受けた土地であり、このたび、地目変更登記のため転用事実証明の申請をしたそうです。現地を確認したところ、申請内容のとおり農作業所になっておりました。問題ない案件と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>番号2番、届出地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、台帳地目、畑、面積1,428平方メートル。現況、農業用倉庫・農業用資材置場。申請人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。許可年月日、令和4年10月25日、確認年月日、令和4年12月15日。転用事実証明となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
坪沼美知子委員		<p>2番、坪沼です。番号2番についてご報告いたします。 去る12月15日に現地確認をいたしました。申請地につきましては、地図3ページ右側となります。こちらの申請地につきましては、令和4年10月25日に農地転用許可を受けたものです。現地確認したところ、既に農業用倉庫・農業用資材置場として使用している状況でした。3人の総合意見として、現況証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>

議 長	地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	<p>23番, 箕輪です。2番について説明いたします。</p> <p>場所は, 地図3ページの右側です。銚田から水戸に行く県道110号線, 舟木小学校跡地から1.3キロほど水戸のほうに向かって行くと, 揚子江という食堂がありまして, そこを右に折れて800メートルぐらい行ったところに申請地はあります。申請地の現況は, 資材を入れるハウスが2棟建っており, その中には農機具や資材等が入っており, 転用事実証明書の交付は問題ないと思いますので, よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに, ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに, 決定いたします。</p> <p>(議案第5号 農地改良協議に対する同意について)</p>
議 長	<p>続きます。議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番, 届出地, [REDACTED], 畑, 2, 943平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。事由, 高</p>

<p>議 長</p>	<p>低差解消。期間は令和5年3月31日までとなっております。以上でございます。</p>
<p>坪沼美知子委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>2番，坪沼です。番号1番についてご報告いたします。去る12月15日に，3番，宇佐見委員，5番，永井委員，2番，坪沼と事務局にて現地調査を行いました。申請地につきましては，地図4ページ左側となります。現況は，道路との高低差がある傾斜地でございました。現状のままでは非常に耕作不便な状態と判断いたしました。農地改良制度の要件から判断して，農地改良の目的，位置環境，実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見として，同意可と判断しましたので，ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>草野克信委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>7番，草野です。1番について説明いたします。現況調査員の皆さん，ご苦労さまでした。報告どおりでございます。</p> <p>申請地は，地図4ページの左側です。県道茨城鹿島線を北上して，紅葉交差点を右折して，100メートル先を右折します。これは，地図中央の道路になります。東関道陸橋を越えて100メートル先の右側です。■■■さんは，建材業の傍らサツマイモを栽培しており，このたび，申請地が道路より約1.5メートルほど低いため，高低差解消を図り，サツマイモを作付するそうです。なお，整地用の土は，畑地内の自己所有地の山から及び市依頼の大和田区内防火水槽を設置するために掘り起こした土，これは畑の土です。を使うとのこと。問題ない案件ですので，ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これより採決をいたします。番号1番を協議どおり同意することに，ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め，番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号2番、届出地、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>，畑，1，038平方メートル。申請人、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>，<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>。事由、高低差解消。期間は令和5年3月25日までとなっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
永井司委員	<p>5番、永井です。2番について説明いたします。申請地は、地図4ページの右側になります。申請地は、高低差がありまして、高低差を解消するために農地改良制度の要件から判断して、実現の確実性、計画面積等いずれも適と判断し、3人の総合意見として、同意可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
平沼要司委員	<p>現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。番号2番、地図の4ページの右側です。場所は、地図4ページの右側を見ていただいて、県道大竹鉾田線を大竹方面から行くと、青山保育園から1キロぐらい行った右側の位置になります。県道から100メートルぐらい入った地点だと思います。申請人の<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>さんは、作物、ニンジンを生産する農家さんで、申請地は鉾田市の道路工事により一部買収された農地であり、新設道路との高低差を解消するために、工事発生時に出た土を搬入するそうです。解消後は、ニンジン、サツマイモなどを作付して栽培するそうです。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、番号2番を協議どおり同意することに決定</p>

	<p>いたします。</p> <p>議長 事務局長 事務局長</p> <p>なお、関連があるので、番号3番から番号7番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号3番から番号7番については、搬出先の事業が同一のものになるため、続けて説明いたします。番号3番、届出地、  、田、334平方メートル。申請人、 、 。</p> <p>番号4番、届出地、 、田、465平方メートル。同じく 、田、1、206平方メートル。計2筆、1、671平方メートル。申請人、 、 。</p> <p>番号5番、届出地、 、田、2、743平方メートル。同じく 、畑、77平方メートル。計2筆、2、820平方メートル。申請人、 、 。</p> <p>番号6番、届出地、 、田、1、515平方メートル。申請人、 、 。</p> <p>番号7番、届出地、 、田、564平方メートル。申請人、 、 、 、 。</p> <p>事由は、すべて田畑転換であり、期間はすべて令和5年3月31日までとなっております。 以上でございます。</p>
<p>議長 宇佐見達夫委員</p>	<p>議長</p> <p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。3番から7番一括して報告いたします。 場所については、地図5ページ、6ページ、7ページとなります。 申請地は、銚田市の（仮称）涸沼野鳥公園整備工事により買収された土地の周辺になります。全てこの工事に関連しており、搬入する土も工事で発生した残土を利用して、田畑転換及び高低差解消を行うということです。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断いたしましたので、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議長</p> <p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p>

井川栄委員	<p>22番, 井川です。現況調査員の皆さん, 大変ご苦労さまでした。それでは, 地元委員として説明いたします。現在, 今報告のあったとおり, 市の所有地であります土地に涸沼野鳥公園, 仮称でありますけれども, 仮称公園を現在整備建設中でございます。地図は5ページの左から右です。ちょうど■さんの申請地の右隣から県道がありまして, その進入路が公園まで現在整備中でございます。その公園の敷地に隣接する土地が関連する地主さんの申請地であります。建設中の残土が出るそうなのですが, その残土を利用して客土をして田んぼから畑に転換して, サツマイモをできれば作っていきたいということにあります。全員条件は同じでありますので, 一括して説明させていただきました。何ら問題ない案件と思いますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは, 番号3番から番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番から番号7番を協議どおり同意することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め, 番号3番から番号7番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
議 長	<p>続きまして, 議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>

議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	<p>申請件数につきましては、59件、合計で125筆、面積25万7,443平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借112筆、使用貸借13筆となっております。内訳につきましては、新規25筆、再設定100筆となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入りたいと思います。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>議案第6号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p> <p>(議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。</p>
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	議案第7号について、ご説明いたします。



	<p>この件につきましては、令和元年に、奈良県、大分県で農業委員が農地法違反、収賄の容疑で逮捕されたことを踏まえて、全国農業会議所では、度重なる農地転用に係る不祥事が発生したことを踏まえて、令和元年度全国農業委員会会長大会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議しております。これにより、毎年総会で「法令遵守の申し合わせ決議」が求められているため、この決議の趣旨にのっとり、今年も同様に行うものであります。</p> <p>それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について読み上げます。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和4年12月23日、銚田市農業委員会。 以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p>

	<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>3件の届け出がございました。6筆で面積は1万1,556平方メートル。いずれも合意解約となっております。 以上でございます。</p>
	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>10件の届出がございました。88筆で面積につきましては、合計で20万6,312平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
	<p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p>

議 長	<p>続きます、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>2件の届出がございました。6筆で地目、畑、合計面積7,408平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、それぞれ令和4年11月17日付けで会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、以上で、議案の審議及び報告を終わりたいと思います。</p>
議 長	<p>続きます、その他について何かありましたらお願いします。</p>
事 務 局	<p>お手元のほうに緑の封筒で、農業者年金のものが入っている封筒がございます。こちらのほうは、農業者年金の加入推進対象者名簿について入っているのですが、名簿の入っていない方は、該当者がいないということで、よろしくをお願いします。</p> <p>今回、該当のある委員さんが主になりますが、来月の総会までに農業者年金のほうの戸別訪問を推進していただき、名簿のほうに聞き取り内容、一番右側に、いつ訪問して、興味があるなど、こういった別な年金に入っているので入りたくないとか、そういったいろいろ内容のほうを記載していただきたいと思います。</p> <p>また、名簿のほうで、中には会社の法人なんかで国民年金から外れている方々ももしかしたらいらっしゃるかもしれないので、そういった方は、今後削除しますので、そこら辺の聞き取りのほうもお願いします。</p> <p>また、聞き取りをされた方で、興味のあるほうを示された方、あとは詳しいことを聞きたいという方がございましたら、その後、事務局のほうで説明に行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>また、その名簿になくても、心当たり、こういった方がほかにいるよということで、そういった方がございましたら、同様に推進のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>推進するに当たって、パンフレットのほうも入っておりますので、そちらをお渡ししながら推進していただければと思います。また、農業者年金の制度については、この総会が終わった後、茨城県農業会のほうで説明会がございましたので、理解されて、その上で推進のほうをお願いできればと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>そのほか、事務局お願いします。</p> <p>すみません。補足ですが、もちろんその年金の加入推進、促進された日は、活動日誌のほうに1日として記載していただいて、活動の1日になりますので、記載のほうをよろしくお願いします。</p> <p>それと、また話は変わりますが、鉾田市農業委員会は、鹿嶋市と神栖市の農業委員会とともに、農業委員会鹿嶋地区協議会というのをつくっております。その中で、長年にわたって農業委員会の活動強化に努められた農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員の功績をたたえる感謝状を贈呈するというので、感謝状交付要領というのがつくられております。</p> <p>それで、農業委員、農地利用最適化推進委員として3年を超える者、つまりはどちらも1期3年ですので、農業委員が2期目になった方、または農地利用最適化推進委員を1期やって、その後、農業委員になった方というような方が該当されます。こちらにいらっしゃる方で、今年度農業委員になった方で該当される方が6名いらっしゃいますので、感謝状のほうがございますので、ここで表彰したいと思います。</p> <p>お名前お呼びしますので、では会長に思い出して、前に来ていただければと思います。</p> <p>宇佐見達夫さん。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、感謝状。鉾田市農業委員会委員、宇佐見達夫殿。</p> <p>あなたは、長年にわたり農業委員会委員として地域の農業振興に寄与され、その功績は誠に多大であります。よって、深く感謝の意を表し、感謝状を贈ります。令和4年11月30日。農業委員会鹿嶋地区協議会、会長、飯岡政一。</p> <p>どうもおめでとうございます。(拍手)</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続きまして、関根薫様。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、感謝状。鉾田市農業委員会委員、関根薫殿。</p> <p>あなたは、長年にわたり農業委員会委員として地域の農業振興に寄与され、その功績は誠に多大であります。よって、深く感謝の意を表し、感謝状を贈ります。令和4年11月30日。農業委員会鹿嶋地区協議会、会長、飯岡政一。</p> <p>おめでとうございます。(拍手)</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続きまして、小沼藤雄様。</p>

議 長	<p>感謝状。鉾田市農業委員会委員，小沼藤雄殿。</p> <p>あなたは，長年にわたり農業委員会委員として地域の農業振興に寄与され，その功績は誠に多大であります。よって，深く感謝の意を表し，感謝状を贈ります。令和4年11月30日。農業委員会鹿嶋地区協議会，会長，飯岡政一。</p> <p>おめでとうございます。（拍手）</p>
事 務 局	菅谷幸子様。
議 長	<p>感謝状。鉾田市農業委員会委員，菅谷幸子殿。</p> <p>あなたは，長年にわたり農業委員会委員として地域の農業振興に寄与され，その功績は誠に多大であります。よって，深く感謝の意を表し，感謝状を贈ります。令和4年11月30日。農業委員会鹿嶋地区協議会，会長，飯岡政一。</p> <p>どうもおめでとうございます。（拍手）</p>
事 務 局	<p>そのほか，本日欠席されております菅谷美尚委員，山口正重委員も該当になりまして，そちらについては後日お渡ししたいと思います。</p> <p>それと，額縁もあるのですが，ちょっと今持ってくるのを忘れてしまいましたので，後でお持ちしたいと思います。</p> <p>それと，こちらの資料，机の上に配付させていただきました総会を欠席する際の留意事項ということで，今回配付させていただきました。コロナ等もありますが，急に欠席ということはもちろんあるかと思えます。あと，ご自身に関係する案件の場合には，地元委員としては説明できないので，誰かにお願いするという場合もあるかと思えます。そちらですが，まず欠席届についてですが，病気や急用等により，毎月の定例総会を欠席される場合は，必ず事前に欠席届の提出をお願いします。こちらは，鉾田市農業委員会会議規則のほうでも，総会を開く時刻までに会長に届け出なければならないとなっておりますので，よろしくをお願いします。</p> <p>もちろん当日，急に来られなくなったとかそういった場合もありますが，その場合も連絡をしていただいて，後で出していただくような形になりますので，よろしくをお願いします。</p> <p>それと，地元委員としての説明について，こちらですが，委員の皆様には，担当地区の案件について，総会において地元委員として説明をしていただいております。その中で，地元委員として説明する案件がある場合でも，総会に出席できないとき，自身に関係する案件については，隣接地区の委員等に説明をお願いすることになると思えます。説明内容を引継ぎする際には，代わりの委員が総会においてきちんと説明できるように，十分な引継ぎをお願いします。</p>

		<p>引継ぎが十分できていない場合、代わりの委員が再度申請者への聞き取りを行ったり、農地法3条なんかの場合、こういった農業をやっているかとか、こういった機械があるかとか、そういったことをきちんと引継ぎしていただかないと、総会において皆が納得できる説明ができないなどの事態にもなりかねませんので、よろしくお願いいたします。</p> <p>電話のみで、よろしくお願いいたしますとか、そういった場合だと、なかなか伝わらない場合もございます。ご自分で聞き取りし、作成した口述書を手渡すなどの対応を取っていただければ、十分に引継ぎできると思いますので、そちらのほうはよろしくお願いいたします。</p> <p>本日欠席の方にも後日通知等にてそちらを示させていただきたいと思います。</p>
大貫修一委員		<p>賀詞交換会はないの。</p>
議 長		<p>賀詞交換会は、中止のような感じでしたね。</p> <p>(何事か声あり)</p>
議 長		<p>賀詞交換会でしょう。あれ中止みたいです。やっぱりコロナ、第7波とか8波が出てきて、ちょっと中止だということで聞きましたので、賀詞交換会は来年度はなしみたいです。</p> <p>(何事か声あり)</p>
議 長		<p>そうです。非常にやりたかったのですけれども。どうでしょうか。そのほかについて、何かありましたら。事務局、大丈夫ですか。</p> <p>各委員の方、どうでしょうか、その他について何かありましたら。</p>
海老原康廣委員		<p>すみません。今、郡の表彰された6人の方のお祝いというか、今まではやったのだけれども、これどうするのですか。</p>
議 長		<p>今言われた感謝状を受けた方のお祝いということを兼ねてやったほうがいいでしょうけれども、賀詞交換会が中止になった時点で、すぐやるというわけにはいかないかなと思っていますので、どっちにしろ年明けてからの方が、ここへ来てしまっは年明けてからと、賀詞交換会が中止になったものだから、周りの状況、様子を見て、できれば、私は1月でなく2月か3月あたり、コロナの感染状況が今よりかずっと収まってきたようなところでも見計らってやればいいのかと、個人的には思っております。どうでしょうか。</p>

海老原康廣委員	分かりました。
宇佐見達夫委員	農業者年金加入推進対象者名簿なのですけれども、これって、これ選ばれた基準みたいのが何かあるのですか。
事務局	そちらのほうは、ちょうど私が前にいたときに、平成29年頃なのですけれども、その頃に認定農業者名簿のほうから抜き出して、名簿を一応作成したものを委員の皆さん……
宇佐見達夫委員	みんな認定農業者なので、対象者ですよみたいな話だったので。
事務局	ですので、全体の農業者の把握がこちらでできていないので、もし認定農業者以外でも入っていただけのような方がもしございましたら、推進のほうをしていただければと思っています。
議長	そのほかございませんか。大丈夫でしょうか。
	(発言なし)
議長	それでは、この後、農業者年金説明会を行いたいと思います。3時45分から始めたいと思います。よろしくお願ひします。 それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。
	午後3時32分 閉会
	署 名 人
	<u>議長(会長)</u>
	<u>20番委員</u>
	<u>21番委員</u>